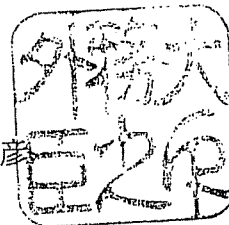


情報公開第02428号
平成 19年11月16日

吉澤文寿 他432名(代理人:山本直好)様

外務大臣 高村 正彦



行政文書の開示請求に係る決定について (通知)

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表(別紙)のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

別紙に掲げる、日韓国交正常化交渉(日韓会談)各時期の本会議及び委員会の会議録
・関連資料、日本政府が作成した公文書

2. 開示請求番号 2006-00588

3. 開示請求受付日 平成18年04月25日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。
また、この決定に取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
東京地方裁判所。

[備考]

今回の開示決定等通知は最終決定ではなく、今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

125	行政文書の名称等： 日韓国交正常化交渉の記録総説 5 (第4次日韓会談)
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号 5条6号
	決定理由： 理由1のとおり。

開示実施可能な媒体の種類：文書または図画

数量： 199枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。)
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合：1990円)
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付)
 記憶媒体に複写したものを交付する場合：1990円+媒体の料金)
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

126	行政文書の名称等： 日韓国交正常化交渉の記録総説 6 (在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結)
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号 5条4号 5条6号
	決定理由： 理由2、3のとおり。

開示実施可能な媒体の種類：文書または図画

数量： 225枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。)
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合：2250円)
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付)
 記憶媒体に複写したものを交付する場合：2250円+媒体の料金)
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

不開示理由一覧

開示請求番号 : 2006-00588		法5条 該当号
理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書125	<p>政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、信頼関係を損なうおそれがあり、また、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。</p> <p style="text-align: right;">3号、 6号</p>
2	文書126 (22頁目)	<p>公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。</p> <p style="text-align: right;">4号、 6号</p>
3	文書126 (48頁目)	<p>政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。</p> <p style="text-align: right;">3号、 6号</p>